

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第98号
事故等種類	衝突（護岸）
発生日時	平成24年4月30日 06時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島北岸 今治市所在の伯方大島大橋橋梁灯（R2灯）から真方位278°450m付近 （概位 北緯34°11.5′ 東経133°04.0′）
事故等調査の経過	平成24年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一弘栄丸、496トン
船舶番号、船舶所有者等	134906、岡崎産業有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部外板に凹損 護岸 コンクリート損壊
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、大島北岸の護岸へ着岸のために接近中、平成24年4月30日06時00分ごろ船首部が護岸に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風なし、視界 良好 海象：潮汐 高潮時 日出時刻：05時20分
その他の事項	護岸に防舷材は、設置されていなかった。 本船は、本事故当時、空船であり、喫水が船首約1.20m、船尾約2.50mであったが、喫水及びバラストの確認を行っていなかった。 本船は、本事故当時、船長及び機関長が在橋し、機関長が操舵を行っていた。 船長は、護岸への接近時の速力が速いと感じたので、操舵に当たっていた機関長に着岸の中止を指示したが、機関長は大丈夫と思って着岸を続けた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし

判明した事項の解析	本船は、大島北岸の護岸へ着岸のために接近中、速力が速かったことから、船首部が護岸に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、大島北岸の護岸へ着岸のために接近中、速力が速かったため、船首部が護岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・喫水及びバラストの状態を確認し、状態に応じた操船方法を採用すること。</li><li>・船長の指示に従うこと。</li></ul>